

平成29年第11回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年11月2日(木) 13時55分から15時03分

2. 開催場所 香美市役所 3F会議室

3. 出席委員 (10名)

会長	19番	原	心一						
会長職務代理	5番	森安	正						
委員	1番	三谷	富重	4番	三木	克司	6番	水田	義郎
	7番	上島	陽子	8番	岡田	修一	13番	堤	昭雄
	14番	西村	広幸	17番	山崎	彰			

4. 欠席委員 (9名)

2番	大岸	高晴	3番	公文	久郎	9番	村田	正博
10番	宗石	和彦	11番	横山	実男	12番	西岡	久
15番	小松	和啓	16番	門脇	節夫	18番	小松	源一

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	非農地証明願いについて
	第3号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第4号	農地法第4条の規定による届出について(報告)
	第5号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
	第6号	使用貸借終了農地返還通知について(報告)
	第7号	香美市農業振興地地域整備計画の変更について(諮問)
	第8号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西本	恭久
事務次長	西村	安史
農地主幹	公文	正志
農地主幹	山中	詩麻
農地係長	伊井	英智

7. 会議の概要

議	長	開会(13時55分) ただ今より会を進めたいと思いますが、まず、10月22日には21号の台風ということですが、超大型ということでも土佐沖をちょっと離れて通るかなというふうなことを思っていましたけれどもかなり大きな被害が出てきました。22号については、大した被害がなかったかも分かりませんが、22号、21号の被害によりましてですね。香美市と香南市で2,700棟の被害が出ちゅうと、その中で香美市では217戸、そして40ヘクタールの施設に被害を受けております。その後、色々と市の方もご検討を頂きまして、高知県ハウス整備事業災害復旧区分というのがありまして、県の補助率が3分の1、それはあく
---	---	---

までも骨組みです。それと通常ですと、市が5分の1とかいう補助率でしたけれども担当の産業振興課、また、課長の御配慮、そして市長がですね、それを十分に汲み取って頂きまして、2分の1、50%の補助が出るようになりました。合わせますと83%というふうな数字になってくるわけですが、それを使わせて頂いてですね。施設ハウスの復旧に当てて頂くということで、補正予算も組んで頂けるということになってます。まあ、そんなことで、昨日、説明会がありまして、結構いろんな意見が出まして、県からも2名の説明を受けたわけですけども、なかなかその説明が十分でなかったというふうなことがあります。個別にですね、現状を既に把握をしてますので、その現状をどういうふうに普及していて、本人と個人面談によってですね。個々の対応が取れるようになってます。今までにないような手厚い補助といいますか、そういうものを頂けたということについては、農家の皆さん方は大変有難く思っておると思います。こういう機会にですね、是非とも復旧して頂いて、後継者うんぬんとかいうこともあろうかと思えますけども、現状の面積を回復して頂くとは非常に有難いと思えます。ここにきて被害を受けた人は、もうこれで辞めたいとかいうような人もボツボツ見受けられるかもわかりませんが、是非ともこういう制度を利用して頂いてですね、復旧して頂ければ有難いと思えます。

なお、今日の農業新聞に出てましたけれども、柚子の受け込みが始まったというふうなことで土佐香美農協については、台風の被害はあまり出てないというふうなことを書いてありましたけれども、その前段ではですね、かなり柚子にもその棘が刺さってですね、被害がうんと出ちゅうという話を聞いておりましたけれども、今日の新聞にはそういうふうに書かれておりました。これからシーズンになるものですね、台無しになるということについては非常に残念なことでありますので、けれども、まあ、何とか出荷できる物は少しでも出荷をしたいというそれぞれの農家の皆さん気持ちがあろうと思います。ハウスについてもですね、復旧が早く出来ますように。被害を受けられました皆さん方にはお見舞いを申し上げ、また、1日も早い復旧をお祈りしたいと思いますので頑張って頂けるようお願いをしたいと思えます。

それでは本日の11回の会を進めていきたいと思えますのでよろしくお願いを致します。今日は先程言いましたように災害の関係もありまして、欠席人数が9名ということで、やっと定足数に達してですね、本日の会が出来るということになりましたのでよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、本日の議事録の署名につきましては三木さんと森安さんをお願いを致しますのでよろしくお願いを致します。それでは、すいません。資料の訂正がありますのでよろしくお願いを致します。

事務局

申請者に計画の変更があったので議案書を訂正させて頂きます。除外申請の9ページ。9ページの整理番号2番の[]さんの申請ですが、訂正箇所は変更面積の1,414㎡の内763というところが、117に変更になります。763が117に変わります。合計面積が6,121に変更になります。それとそれに伴う資料の差し替えは、その土地利用計画図、19-4、これの説明が変更になります。資料の、写真資料の方になります。除外の写真資料に。

議長

それが差し替えね。

事務局

はい。

議長

はい。以上、資料の説明と言いますか、資料の訂正について説明がありました。以上ですがわかりましたかね。

それでは順次進めてまいりたいと思えます。議案第1号農地法第3条の規定による申請につきまして説明をお願いを致します。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、譲受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は香北町美良布字カマノクビ686番、地目は田、面積は1,126㎡、外2筆、計3筆で合計3,339㎡、譲受人の耕作面積は100,632.99㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は1で10a当り400,000円で総額1,335,600円です。

2番、譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、譲受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は物部町庄谷相字影定正816番、地目は畑、面積は828㎡、外3筆、計4筆で合計2,378㎡、譲受人の耕作面積は4,759㎡、譲渡理由は親族への贈与、譲受理由は親族より受贈、権利の種類は所有権移転贈与、資料は2です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと思われます。

以上です。

議長

はい、以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますので質問はありませんかね。

事務局

補足して構いませんか。

議長

補足があります。

事務局

補足説明をさせていただきます。1番、2番、両方ともですね申請地に山林、山林と言うか、ちょっと雑木が生えた場所、申請地がありまして、これについて両名ともですね、農地復旧計画書を調査書に付けていますが、提出されております。農地を復旧した後に作付けを行うということになっております。農地の復旧につきましては、両名とも見込まれると思われます。以上です。

議長

2番の場合は贈与で貰うがよね。

事務局

はい。

議長

親子か何か知らんけども、この人けんど、この。

事務局

はい、XXXXXXXXXXさんという方がするんですが、この方は電気屋で水道工事などもされてまして、重機も3台あるということで、まあ、すぐこれ位なら解消は可能ということで、自分も知っている方で、すぐ可能だと思います。

議長

はい、分かりました。ええと他に何かご質問はありませんかね。格段無いようですが、XXXXXXXXXXさんは、今度は10a当たり40万。だいぶ上がってきたね、金額が。何かあるがやないかね。大体30万が上限やったけどね、40万。地域的な。

事務局

街中のダムとの間で便利と言ったら便利です。これまでやって来た地区よりは。

議長

どうせガヤ植えるがやろう。

事務局

そうです。

議長

ええと他に無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございま

せんか。

—— 異 疑 な し ——

議 長 はい、それでは、議案第1号農地法第3条による許可申請につきまして賛成の方の挙手をお願い致します。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。続きまして、議案第2号非農地証明願いについての説明をお願い致します。

事 務 局 議案第2号非農地証明願いについて説明します。

1番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町山田字八王子林1802番1、地目は畑、面積は144㎡、非農地化した理由は、昭和30年に約40㎡の物置が建築され、宅地として利用し、現在に至っている。調査委員は西村委員で資料は3です。

2番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町角茂谷字東小見2367番、地目は畑、面積は211㎡、外10筆、計11筆で合計2,537㎡、非農地化した理由は、周囲が山林であり、耕作条件が悪かったので昭和40年頃、昭和50年頃に杉・桧を植林し、現在に至る。調査委員は岡林推進委員で資料は4です。

以上です。

議 長 はい、すみません。補足説明を1番からですので西村君をお願いしたいと思います。

委員 (14 番) はい、資料3の1を見て貰ったらいいと思います。楠目の楠目小学校の西のところに育種センターがずっとあります。そのがの西の端のところを南のところですけど、八王子となっておりますけど、八王子宮のところではありません。明治地区の八王子部落です。写真の左はこの人の家がありまして南も宅地で下段も宅地、畑みたいに見えますけどここも宅地で、北はその人の墓地がありまして、資料の3の2の左に塀があります。このがの左に墓地があるようになってます。3の2の前に2階建ての家がありますけど、そこには承諾の判子も貰ってますので。あと周りは自分の宅地ですので問題は無いと思います。

議 長 はい、どうぞ。

委員 (5 番) この2番、岡林推進委員から場所も大体聞いて航空写真で山の中に有るとおり。その河ノ川集会所から上へ上がっちゃう林道をよう通るんで説明聞いた。大丈夫だということでここは岡林委員さんとは話しました。山の中です。

議 長 何か聞いちゅう。

委員 (5 番) 聞いちゅう。

事 務 局 聞いてますけど、頼まれた。

委員 (5 番) はい。頼まれて、そういうことで。

議 長 航空写真も全部山林化しちゅうやいか。

事務局 そうです。

委員（5番） こから辺で聞いてもわからんばあ山になっちゅう。

議長 この■■■■さんていう人は、元々は繁藤の方の人。

事務局 はい。

議長 今出てきちゅうがやね、宮前へね。あの製材をしよった人は違う。

事務局 違う。

議長 違う。はい、分かりました。
非農地証明2件ですので説明を終わりました。ただ今より、質疑を行いたい
と思います。何かご質問有りませんかね。
もう■■■■さんはここにはおらんがよね。あのう、どうか家族的な人らあ
もおらんが。

委員（14番） うん。親戚とかは他におりますけど。

議長 そうかそうか。

委員（14番） もう本人はもう全部、大阪におるから別に全部処分をした。

議長 けど、本人が相続をして■■■■さんていう人の名前になっちゅうがやね。

委員（14番） ええ。

議長 まあいうたら空き家か。

委員（14番） 空き家で処分、全部処分。

議長 けど、空き家でリフォームして、そういうふうなことが出来るような状況で
あったら、空き家バンクかね、そういうのへ登録はしちゅうわけやないかね。

委員（14番） 全然、帰ってくるような何はない。

事務局 現在はこの家はなかったです。それこそ撮りに行った時にはなくなって、解
体されてました。

議長 その矢印の赤い真下になっちゅう。

委員（14番） この家取り壊しちゅうきよ。現在は。

議長 けど、取り壊しちゅうところは宅地っていうことよね。地目はね。

委員（14番） うん。

議長 わかりました。
ええと質問は有りませんかね。格段無いようですので採決に入りたいと思い
ますが、ご異議ございませんか。

— 異 疑 な し —

議 長 はい、それでは、議案第2号非農地証明願いについての賛成の方の挙手をお願い致します。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして、議案第3号農地法第18条第6項解約通知報告についての説明をお願い致します。

事 務 局 議案第3号農地法第18条第6項解約通知報告について説明します。

1番、貸人、
、
、借人、
、申請地は土佐山田町小田島字二反田391番、地目は田、面積は1,758㎡、成立日は平成29年10月3日、解約日、引渡日は平成29年12月31日、解約理由は借り手の変更。

2番、貸人、
、
、借人、
、申請地は土佐山田町船谷字鍛冶屋辻2番1、地目は田、面積は385㎡、成立日、解約日、引渡日ともに平成17年1月8日、解約理由は期間満了。

3番、貸人、
、
、借人、
、申請地は土佐山田町秦山町2丁目52番1、地目は田、面積は1,725.88㎡、成立日、解約日、引渡日ともに平成29年10月13日、解約理由は高齢化。

4番、貸人、
、
、借人、
、申請地は物部町久保高井字土居番144番1、地目は田、面積は459㎡、外4筆、計5筆で合計面積は1,753㎡、成立日、解約日、引渡日ともに平成29年9月20日、解約理由は病気等で労力不足。
以上です。

議 長 はい、以上説明が終わりましたので、皆さん方より、質問があれば受けたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。格段無ければですね、報告案件ですので報告のみとさせて頂きたいと思いますが、構いませんか。

— 異 疑 な し —

議 長 はい、それでは、続きまして議案第4号農地法第4条の規定による届出の報告です。それでは説明をお願いします。

事 務 局 報告第4号農地法第4条届出報告について説明致します。

1番、申請者、
、
、申請地は土佐山田町西本町2丁目29番、地目は畑、面積は198㎡、転用目的は倉庫、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は5で調査員は事務局西村です。

2番、申請者、
、
、申請地は土佐山田町西本町2丁目35番3、地目は畑、面積は65㎡、転用目的は駐車場、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は6で調査員は事務局西村です。

3番、申請者、
、
、外1名、申請地は土佐山田町宝町4丁目89番1、地目は畑、面積は175㎡、転用目的は木造2階建1棟、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は7で調査員は事務局西村です。
以上です。

議長 はい、以上で説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。

事務局 ■さんの1番の場合なんか、ここ一画よね。ちょっと今度やるのは、その倉庫を建てるっていうのは。他のところらあは、周辺もどっさりあるのに。

議長 はい、分かりました。3番についても、既に平屋の家が建っちゅうのを取り壊して今度2階建てということ、そういう。

事務局 これも2階建て。黄色の囲みがあればですけど、既にここも家が建っているの、たぶんもう、今後売却に向けて地目を変えていこうということです。

議長 分かりました。説明がありましたが、何か皆さんご質問無いですかね。質問無ければこの件につきましても市街化区域内の報告案件ですので報告のみとさせていただきます。

事務局 続きまして議案第5号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります。諮問第5号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を行います。議案書は5ページから、資料は8からです。

議長 続きまして議案第5号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります。はじめに中間管理事業による案件です。

事務局 1番は農業公社に一時貸した後、■さんに貸す予定となっております。

議長 次に強化促進法による案件です

事務局 1番は、新規設定で貸付人の要望でも有り、借り受け人が事業規模拡大のため借り受け、春菊、オクラを栽培します。

議長 2番は、再設定で貸付人の要望により、借り受け人がニラを栽培します。

事務局 3番から6番は、同じ借受け人の方で貸付人の要望もあり、借り受け人が事業規模拡大のため借り受け、生姜を栽培します。

議長 7番は、新規設定で恒例の父に代わって息子が水稻栽培をします。

事務局 8番は、新規設定で親子で農業をしている息子さんが貸付人の要望により、事業規模拡大のため借り受け、オクラを栽培します。

議長 9番は、新規設定で貸付人の要望により、借り受け人が水稻栽培を行います。

事務局 いずれも経営基盤安定基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 以上です。

議長 はい、以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。格段有りませんか。無いようですので採決に入りたいと思います。議案第5号香美市農用地利用集積計画の諮問でありますが、原案の通り賛成の方の挙手をお願いします。

議長 ———— 全 員 挙 手 ————

議長 はい、どうもありがとうございました。

事務局 引き続きまして議案第6号使用貸借終了農地返還通知についての報告案件ですが、説明をお願い致します。

議長 議案6号使用貸借終了農地返還通知について説明致します。

1 番、貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、借人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は香北町梅久保字宮ノ奈路 1 1 9 0 番口、地目は畑、面積は 1 0 5 m²、返還理由は期間満了、終了年月日は平成 2 9 年 9 月 3 0 日です。

以上です。

議 長

はい、以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問は有りませんかでしょうか。この件につきましても報告案件ですので報告のみとさせて頂きたいと思いますが、何かご質問有りませんか。格段無いようですので報告のみとさせて頂きます。

続きまして議案第 7 号香美市農業振興地地域整備計画の変更について諮問であります、説明をお願い致します。

事 務 局

はい、諮問第 7 号香美市農業振興地地域整備計画の変更について補足説明を行います。初めに除外分について議案書 9 ページ、資料は 1 8 からです。

1 番、資料は 1 8 です。場所は、土佐山田町の南組で、除外後の用途は、農家住宅で、転用予定者は、申請者息子さんです。除外後の農地区分は、おおむね 1 0 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから 1 種農地と判断しますが、6 0 m 以内に 2 戸以上の集落接続があれば、転用許可になる案件です。都市計画区域との関係は、市街化調整区域です。隣接農地の同意は得ています。

2 番、資料は 1 9 です。場所は、土佐山田町中組で、除外後の用途は太陽光発電設備で、転用予定者は、XXXXXXXXXXです。除外後の農地区分は J R 西町駅から 3 0 0 m 以内のため、3 種農地と判断します。都市計画区域との関係は、市街化調整区域です。隣接農地の同意書は提出されず、防除被害計画書、同意書がないこと理由書が提出されています。

3 番、資料は 2 0 です。場所は、土佐山田町岩次で、除外後の用途は、建設する住宅への進入路で、転用予定者は、申請者の息子さんです。除外後の農地区分は、おおむね 1 0 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 1 種農地と判断します。都市計画区域との関係は、市街化調整区域です。隣接農地は、申請者の農地のみとなっています。

4 番、資料は 2 1 です。場所は、土佐山田町東川で、除外後の用途は、資材置場・残土捨場で、転用予定者は、XXXXXXXXXXさんです。除外後の農地区分は、J R 新改駅から 5 0 0 m 以内のため、2 種農地と判断します。都市計画区域との関係は、都市計画区域外です。隣接農地の同意は得ています。

5 番、資料は 2 2 です。場所は、土佐山田町加茂で、除外後の用途は農家住宅で、転用予定者は、申請者の息子さんです。除外後の農地区分は、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、その他 2 種農地と判断します。都市計画区域との関係は、市街化調整区域です。隣接地の同意は得ています。

6 番、資料は 2 3 です。場所は、土佐山田町林田で、除外後の用途は、墓地及び駐車場です。除外後の農地区分は、片地土地改良区の受益地であり、1 種農地となります。隣接農地及び片地土地改良区からの同意は得ています。

7 番、資料は 2 4 です。場所は、香北町吉野で、除外後の用途は、墓地です。除外後の農地区分は、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、その他 2 種農地と判断します。都市計画区域との関係は、都市計画区域外です。隣接農地の同意は得ています。

8 番、資料は 2 5 です。場所は、香北町美良布で、除外後の用途は、周辺公共施設等の駐車場で、転用予定者は香美市です。除外後の農地区分は、香美市役所香北支所から 3 0 0 メートル以内のため、第 3 種農地と判断します。都市計画区域との関係は、都市計画区域外です。隣接農地の同意は得ています。

9 番、資料は 2 6 です。場所は、香北町美良布で、除外後の用途は、太陽光

発電設備です。除外後の農地区分は、香美市役所香北支所から300m以内のため、第3種農地と判断します。都市計画区域との関係は、都市計画区域外です。隣接農地の同意は得ています。

10番、資料は27です。場所は、香北町梅久保で、除外後の用途は、墓地です。除外後の農地区分は、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、その他2種農地と判断します。都市計画区域との関係は、都市計画区域外です。隣接農地は、申請者の農地のみです。

11番、資料は28です。場所は、物部町安丸で、除外後の用途は、墓地です。除外後の農地区分は、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、その他2種農地と判断します。都市計画区域との関係は、都市計画区域外です。隣接農地の同意は得ています。

除外については、以上です。

次に軽微な変更について、1番、資料は29です。場所は、土佐山田町船谷で変更後の用途は、農業用倉庫です。農業用倉庫は既に建てられており、始末書が提出されています。隣接農地の同意は得ています。

以上です。

議長 はい、以上説明が終わりましたが、太陽光発電のですね、隣地からの許可が、まあ、1件、貰われてないというか、このことについての詳しい説明が載っておりますのでそのことについて説明をお願いしたいと思います。

事務局 整理番号2番の案件ですけど、転用は太陽光発電設備ということで、今年の9月位からこの話がありまして、土地利用計画図を見て頂けますか。新しく配った。隣地の同意が得られてないとこの農地を申しますと南横の田って書いてあります3筆です。道を隔てた3筆です。北は右から2つ目の田です。北の他の3つの田は所有者の農地です。

議長 本人の。

事務局 はい、本人。北の所有者は隣接の皆さんが賛成なら賛成すると反対なら反対、1人だけ違う意見をしたくない、したくないと言うか、地域性があるのでそこに自分だけ反対ってこともないと言っております。南の人はですね、当初はやっぱり、事業説明が後からになったので順序が逆やないかということで最初は反対しておりました。事業説明もあってですね、やってきてますが、最初の説明がなかったということからですね、自分は賛成をしない。その中でこの文書には記載されていないその人の意見ですけど、光の反射の関係と強風とか台風によってですね、パネルが飛ぶ恐れがあるとか、他に被害が想定できないですけど被害がないことを証明してくれたら同意するということなので、反対というような意見というかそういったことで反対、まあ、同意をしていない状況です。

こちらの19の6の資料は転用者である、[]の経過報告です。最初は各個に同意を[]は貰って行ってまして、その途中の中でこういった大規模であればですね、住民説明会が必要ではないかという意見が出て開催しました。そこに西岡委員と原会長と自分が参加しております。その時は事業説明だけで反対も賛成もなく、その会は終わっております。その後、何度か転用者はですね。同意を貰いに連絡したり行ったんですけど実際、結果としては書類の提出はなされていません。法的には隣接所有者の同意で言うのはなくても許可になるものなので転用者については被害防除計画というのを提出されております。これを提出したからどうということではなく、被害を防除する計画であるかそれが自己できるかどうかというところになってくるかと思えます。以上です。

議 長

この件についてはですね、私、直接にはどうこうは聞いておりませんが、部落内ではですね、色々説明会が不足であるとか同意をしない人がおるとどうしても最終的にも農業委員会へ書類が出てきても許可をしないとか、わしは隣接の土地を持ちゅうけれども判をつかんとというような話しもう前々から聞いておりました。ただ、太陽光の場合についても、すいません、19の1を見て頂いたら分かると思いますが、上の地図でですね、南側には道と水路合わせると5m以上やね。そういう離隔距離があつて南側の3筆の人が、同じ1人ですが、その人が反対してると。北側についてもですね真ん中の人、真ん中とか右から2番目かその人が反対をされゆうと。後は本人の農地ということです。そんなことで建設されるものが家ではありませんので影の問題は発生せんと思います。たぶん、北側については、このパネルを据える図面が載ちゅうのが1枚ものがあるよ、それで北の方については、たぶんいくら高うしても1m50位までしか上がらんと思いますので1m以上ちょっと開ければですね、影の問題は発生しないいうふうに思います。それと排水の問題についてもですね、田役の方から十分に説明をしてですね、私としては田役の方からは絶対に同意を貰ちよいて欲しいという話は思っております。田役の役員さんに聞きますと上井筋かね、田役組合ていうのがあつてそこからはですね、話を聞くとそれは用水の関係の話じゃないかよと、用水はもう使わんなるき、それは関係ないやないかえと言うと、排水も両方その部落の排水についてもその組合がですね、管理をしゆうと言うたらおかしいけど、その人らあに許可を貰たらえいということらしいです。排水についても部落は許可をしたという話を聞いてますので、太陽光やっさきっていう排水の水が極端に増えるとかそんなことはないと思いますので、下をコンクリートにするわけではないのでこのところの問題はクリアされちゅうじゃないろうかと思ひます。それから草についても年に3回か何とか書いちよったな。

事務局

そうですね。

議 長

除草剤を使う前には十分に配慮すること書いてありますので、反対を、私としてはいちばん西町駅からJRの駅、また、インターチェンジ、そういうものの周辺300m範囲内については1種農地であつても2種農地でそのまま並行になると。極端な話をすると何でもできるというふうな話になちゅうらしいです。そういうことで■■■■がそういうところを見つけてですね、その農地の所有者にここで太陽光をやりたいけんどうですかというふうな話をした場合、■■■■もちゃんと司法書士みたいな人を連れちよつてですね、いろんなその許可を得られる手続き的なことをプロがやりゆうがです。なかなか素人が言うてもそれがこうやったらこうなつて許可になりますよというふうなことを言われると反対の仕方がなかなかない。私はその300m以内の太陽光発電等についての許可をするのを、国の方が認めちゅう方が悪いけんどうよ、なかなかそれはどうこう言うても難しいと思ひます。本人も、農地を貸す本人もですね、高齢化してきて自分が農業して米作つても合わん。それやったらこういかたちで貸せるものなら貸した方がいいという判断をしてですね、貸すようにしちゅうというふうに思ひます。そういうことですので、これも随分前から話が持ち上がつて除外ということになつてきましたので、除外が認められると今度は建設をするということになつてくると思ひますが、こういう問題県下的にあちこちに有ります。四万十町にも5ヘク位の面積でやりゆうとか、それから構造改善しちゅう大月町、あそこらにおいても国の事業で構造改善しちゅうけんどうも時限が切れちゅうということもあつてですね、周辺の農地が全部荒廃した町の中で地主さんが太陽光をやりたいというふうなことでですね、経済的に全部が全部できんがです。自分の土地だけですけど、太陽光がやりたいということで、航空写真を見ると、周辺はどうなちゅうていうたら全部耕作放棄地や。それが許可になつて来ゆうわけですけど、今回についてもです

ね、こういうことで来てますんで皆さん方から色々ご意見を頂いてですね、最終的には皆さんの判断に委ねるということになろうかと思っておりますのでひとつ皆さん方、ご意見色々頂きたいと思っております。何かご質問は有りませんか。

委員 (13 番) あのうち、先月ですか、うちの方でもちょっとあって、やっぱり、私の判断では、全員の隣地の許可を得て欲しいというあれがありますんで、ちょっと、もうちょっと何とかならんろうかね。

議 長 私の判断ではならんと思っています。本人は絶対に承諾はせんと思っております。承諾はせんけれども前へ進んだら他にないという。植の方も承諾は貰うてないよね。けれども前へ進むろう。

委員 (13 番) どうなんでしょう。

議 長 今日は西岡君から私に電話がかかってきました。今日は欠席やけれどもこのことについて自分は心配をしちゅうようなことを電話はありました。はいどうぞ。

事務局 今月16日に国との協議の場がありまして、香美市の案件、ちょっと日ノ御子の件とかですね、日ノ御子の太陽光ですが、反対意見ですので。排水のことで反射のことを高知県の課題としてですね、香美市の案件を取り上げて頂いてますので、16日に協議の場がありますので。最終判断というのは国が指導して県が決定してますので、そこで太陽光についてですね、反射やったら、反射の壁を設置する指導を出来るかとかですね、排水であれば排水路をつけないと許可しないようなことができるかというようなことを、行って聞いてこようかとは思っています。またですね、地域の住民が反対したら、農振農用地から市としてですね、外さなくていいのかということも提案してますので、また来月には報告できるかとは思っています。

議 長 そんなことを。

事務局 ちょっとたまたま案件挙げる、あったので、ちょっと課題があればということで。

議 長 それは国から、どっから。

事務局 高松の方で話すのでこちらが行くって感じですかね。

議 長 産業、通商産業省とか。

事務局 農林水産省。四国農政局になりますけど。県はその指導を受けてやっていますので、直接話してどういった意見が出るかということです。

議 長 その判断を最終的には委ねる。それで国が。

事務局 そうですね。許可についてはそうなると思っております。ただ、香美市の農業委員会としては、別にその判断に同意しなくても香美市の意見、許可してるわけではないので意見を言う機関ですので。

議 長 けど、この場合には香美市としては許可相当とせんとよね、許可反対というわけにはいかんろう。

事務局 　ただ、まあ、日ノ御子の件と植の件というのは、同じような案件で反対意見は出していますのでそこが。

委員（1番） 　事前、うちのところはね、前にやっちゅうところもね、ほとんど草刈らなあ。草刈りますって出しちゅうけど、今年1回刈りよって途中で止めてそのままほたくりよらあ。

議　　長 　まあ、そういうことは重要視せんといかんわね。今度の場合にも、この人についてはちゃんと私は明記をしちよいてほしいと、草を3回刈りますとかいうことは書いちゃって貰わんとそれは何にも書いちゃあせざったらよね。

委員（1番） 　書いちゃったがよ。

議　　長 　うん、書いちゃったがよ。

委員（1番） 　書いちゅうけど刈らんがよ。

議　　長 　そこのところは強調せなあ、この場合。我々はここへ来ちゅうように草は刈りますとそれを信用しちゅうきよね。最初から何ぼ書いちゃったち刈らざったらどうならあやとかいうそこまでは言えんところがあるがですよ。それが事例があることは言えたしね。300m以内で許可が太陽光が出来るというのが1番いかなあそういう規定がなかったらかまん。

事務局 　あと、補足で。

議　　長 　はいどうぞ。

事務局 　■■■■さんと■■■■さんが、覚え書を、まあ、注意するとか別に交わしています。その中で年に3回草刈りをするだとかですね、排水、注水、そういったことと、後、協力金も支払う形の覚え書を交わしています。以上です。

議　　長 　まあ、台風で飛ぶ、飛ばんということは問題もあるけれども、そこんところは必須やけど、植でやっちゅう太陽光、新改から平山の方へ行く途中で左へ信号があって曲がっていきますけど高速の方へ。あそこだいぶ壊れちゅうがね。私、現場を見てないけど。

委員（4番） 　びらり飛んじよった。

議　　長 　うん、飛んじよったね。それから高知農業のところの北側の道を野田の方へ行くと、かざぐるま市の北側の信号がある道が西の方へ抜けてますが、北側に郵便局があります。あの南側でも太陽光を、それは低い太陽光をやっちよったけど、それもちょっと飛んじゅう。そんなこともあるけれどもその飛んだ物が農地へ飛んで行って大きな被害を与えるということになると問題があるけれども比較的散乱するようなものにはならんろう。1枚がぐにやっとなんて飛んで行くろうき。バラバラになって粉になっていくじゃいうことにはならんと思います。それも20年目になったらどうなるかはちょっと未知数ですけどもね。
委員会としてはこれを不許可というわけには、この段階ではいかんじゃないろうかと私はそう思うちゅう。
これは市へは、どればあの固定資産税がおりの、未知数。

事務局 　総額で下りるんで価格に応じての。

議 長 ああ、そうか、一番最初の設置する時の全体の総額に対しての何パーセントが固定資産税。何パーセントやお。1億円。

事 務 局 3千万かかることにはなりません。

議 長 あの繁藤へやっちゅう金額が、最初にやっちゅう金額が億単位になっちゃったろう。

委員 (5番) そうか。

議 長 億単位。■■■■がやっちゅう。後の分が約4分の1やき、面積的には、規模的には。今度、西又に出来ちゅう。
他に案件で何かありませんかね。採決については皆さん方より、採決の方法もあろうと思いますが、私としては一括でやりたいと、採決したいと思いますので、他の案件について何かご質問があれば受けたいと思います。
■■■■さん、■■■■かろう、その人がやる残土場よ、それは問題無い。問題無いはおかしいけど、周辺とかは全部許可は得ちゅうがやね。

事 務 局 はい、川を挟んで家が1件あるんですけど、その家とその承諾を貰っている農地もその家の方の物で同意が出ております。それと21の1の航空写真を見て頂いて、左上の方にちょっと小屋みたいなのが見えてると思うんですけど、ここが■■■■さんの所有地で、ここ土とか入れてやっているところで、それとちょっと227と224の、このところもですね、木が生えてるんですけど、ここも■■■■さんところの土地でここから順次こうやっていくような形、埋め立てていくという形に。はい。
21の2を見て頂くと川の方へは傾斜が下がっていったるんですけど、土羽をして上段の高さまで上げていくような。

議 長 この川は排水専用の。

事 務 局 ここの、川の管理は市の管財課でした。一応ですね、ここへ橋がかかっているんですけど、21の2の下段の写真に写ってるんですけど、21の3にも川を渡って橋があるんですけど、この橋をですね、一応付け替える許可は市の方から取ってます。

議 長 付け替えるっていうたら広げて大きい車を入れていけるようにする。

事 務 局 車が入れるように、その運搬するのに。はい。

議 長 これが用水路なんかやったらよね。下流域の者から承諾を貰わなあいかんけど、そうでなかったら物部川へいながら流れて行きゆう、物部川じゃない、大きな川へそのまま流れる。香北であったがは、物部川へ最終的には流れよったがよね。

委員 (13番) 平山のダムで。

議 長 そのダムの川よね。何川、あれ、平山ところやろう。平山の小学校の方やろう。あの川はで許可貰うにはようばんやろうか、許可は。

事 務 局 排水は工場とか、排水を流すわけではないので、自然、一応浸透なので特に新しく排水、汚水とか出るわけじゃないので。

議 長 山切り崩したら、やっぱり、それは例えば1回池を拵えてそこで濁りを押さえてとかいうこともあるけどそういうことではない。よそから持ってくる土。

事 務 局 そうです。土を持って来て順次入れていく。

議 長 ただ、土を動かしてやっぱり雨が降った時はその濁った水になるかも。わからんということないよ。それやったら下流域のよね。けど、用水いうてもダムへ流れていきゆう水やき、用水も使いゆう人がおっても、何十分の1、何万分の1なるかわからん、ダムへそのまま土砂が入り込むということにはならないとは思いますが。あそこのダムももうけんどもとんどいやったねや。土砂いっぱいやね。

事 務 局 まあ、管財課がでも認めちゆうということなら市が管理しゆう。

事 務 局 橋を管理。

議 長 橋だけ。

事 務 局 川の。

議 長 けど、川も管財やろ。

事 務 局 そこは、はい、ということです。

事 務 局 今、防護壁とか出てないですけど、そんなことを指示はできんことはないと思います。

議 長 それはけんどもコンクリートを並べてつくがやろう。

事 務 局 川の方に香北の■■■■■やったらちょっと高くして、前転用の時にしてますんで。

事 務 局 元々ある石垣、川の方の石垣からちょっとひいてですね、そこへちょっと土を止めれるようにしてですね、そこへ土羽をしてというような。

議 長 水が流れんようにするということですよね。

事 務 局 そう。

議 長 それから一気にこれが埋まるというわけではないわけ。年数かけて年数かけて少しずつ少しずつ残土を捨ててに行くってことになると思いますので問題には。周辺の農地っていうのもほとんど農地ないがよ、航空写真見たらね。

事 務 局 そうです。

議 長 これ新改の駅の方。

事 務 局 駅から近いので3種、2種、3種の部分もあれば転用可能。

議 長 皆さんからご質問ありませんかね。一通り重要な案件でいうたらおかしいですけんども、問題が有りそうな案件については色々詳しく説明を頂くかと思えます。太陽光発電については今度中四国農政局の資料というか、説明を聞いてますね。最終的には県が判断しますので、うちの方が否決ということになればま

た県の方も考えると思います。否決ということにはなかなかならんんじゃないろうかというふうに思います。皆さん方から他にご意見がなければですね、採決に入っていきたいというふうに思いますけれども、そういう方向で構いませんか。ご意見があれば聞きます。いくらでも聞きます。

委員（13番） あのを、ちょっと太陽光の分だけ別で分けてやって採決。

議 長 そういう採決をしたいとわかりました。
そういうことでご意見が出ましたので、そういう採決の採り方でいきたいと思いますがご意見ございませんかね。

—— 異 疑 な し ——

議 長 はい、それでは、一括でなくってですね、分割で太陽光発電の件と他の件を分けて採決をしたいと思います。それでは2番の■■■■さんの案件についてから他の案件1から3以下の案件について賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。
それでは先程お話がありました分割をしてということで■■■■さんの2番の問題について、案件について皆さん方より賛否を採りたいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。

—— 1 人 挙 手 ——

議 長 1人になった。

委員（8番） 前のやつやね、太陽光。前回の。やっぱり隣地の同意はある程度貰いたいね。

議 長 そのために防除計画いうのをつけてきちゅうわけよ。防除計画をつけてきちゅうなかにおいてもですね、賛成できかねるということであればですね、それはもう致し方ない。皆さん方に十分説明しちゅうと思いますき。それで決定でかまんかね。

事務局 それは、はい。除外について。

議 長 除外が出来ざったらけんど転用にならんよね。農地から除外をしたいということで申請がきちゅうけれどもそれを農業委員会としては認めませんということであれば転用にはならないということになってくる。もし、今日不許可になっても、また次出てくるということにはなるけれども、これいつぞね。

事務局 ええとですね、不許可って、市からのこれは諮問なので農業委員会の意見として反対という意見が市へ出てきます。市はそれを受け、改良区の意見とJAの意見合わせて県へ報告しますので、反対があるから県がですね、反対となるわけではないです。県はあくまでこの内容を精査して決めていきますので。だからもう出てはきませんが、進んでいく可能性はあります。

議 長 農業委員会は反対やけれども、県の方で協議をした結果、県が許可を出すということになれば香美市の農業委員会は許可してなくても、この件については許可になりますということよね。可能性はありますよね。そういう判断ですので皆さん方十分ご理解頂けましたかね。

委員（全員）

はい。

議長

そういうことで県の方へ送る、香美市の農業委員会としたら反対多数ということでいきたい。以上です。

それでは第7号議案が終わりましたので、8号議案、その他の件ですが、水田さんが来る前にちょっと時間がありましたので皆さんに説明をさせて頂きましたが、他に何かありませんかね。

それでは本日の会、以上で終了したいと思います。どうもお疲れ様でした。有難うございました。

閉会（15時03分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長

署名人

署名人